

伝空海筆
「与本国使請共帰啓」
付属模本

山田
千穂

収蔵品紹介

伝空海筆「与本国使請共帰啓」付属模本

山田 千穂

はじめに

皇居三の丸尚蔵館（以下、当館）に収蔵される伝空海筆「与本国使請共帰啓」（以下、伝空海筆本、図1）は、明治十一年（一八七八）に近衛家二十六代・近衛忠熙（一八〇八〜九八）によって明治天皇（一八五二〜一九一二）に献上された、小野道風筆「玉泉帖」や「粘葉本和漢朗詠集」（国宝）をはじめとする名品群の一点である（註1）。平成元年（一九八九）に上皇陛下と香淳皇后（一九〇三〜二〇〇〇）によって国に寄贈され、当館の収蔵となった。

縦二九・二cm、横五四・五cmの一紙に、題「与本国使請共帰啓一首」（註2）が一行、本文が一行十二〜十五字で十七行、都合十八行したためられ、卷子に仕立てられている。真筆か否かについては説が分かれるが（註3）、内容は、空海（弘法大師、七七四〜八三五）が、中国・唐へ留学僧として滞在を予定していた二十年の期間を、わずか二年足らずとなる大同元年（八〇六）に、胎蔵・金剛界曼荼羅と新訳経二百余巻を携えて帰国したい旨を唐の朝廷に上申したものの。ここで、本紙料紙について確認しておく。全体は褐色を帯びている。裏打ちの影響も考えられるが、目視では簀の目や糸目は確認できなかった。裏打ちのうえ巻子に仕立てられているため、顕微鏡を用いて反射光で表面を観察したところ、紙質は楮と考えられる。墨の粒とみられる黒い粒子が混じることから、漉き返し紙の可能性が高い（図2）。また、表面の風合いや顕微鏡観察による繊維の状態から、打紙加工は無いものと推定される。稿者は書と料紙の特徴から、自筆の可能性は低いものと考ええる。

ともあれ、本稿では、これまで言及されたことの無かった付属品を紹介し、とくに模本について、その位置付けを探りたい。

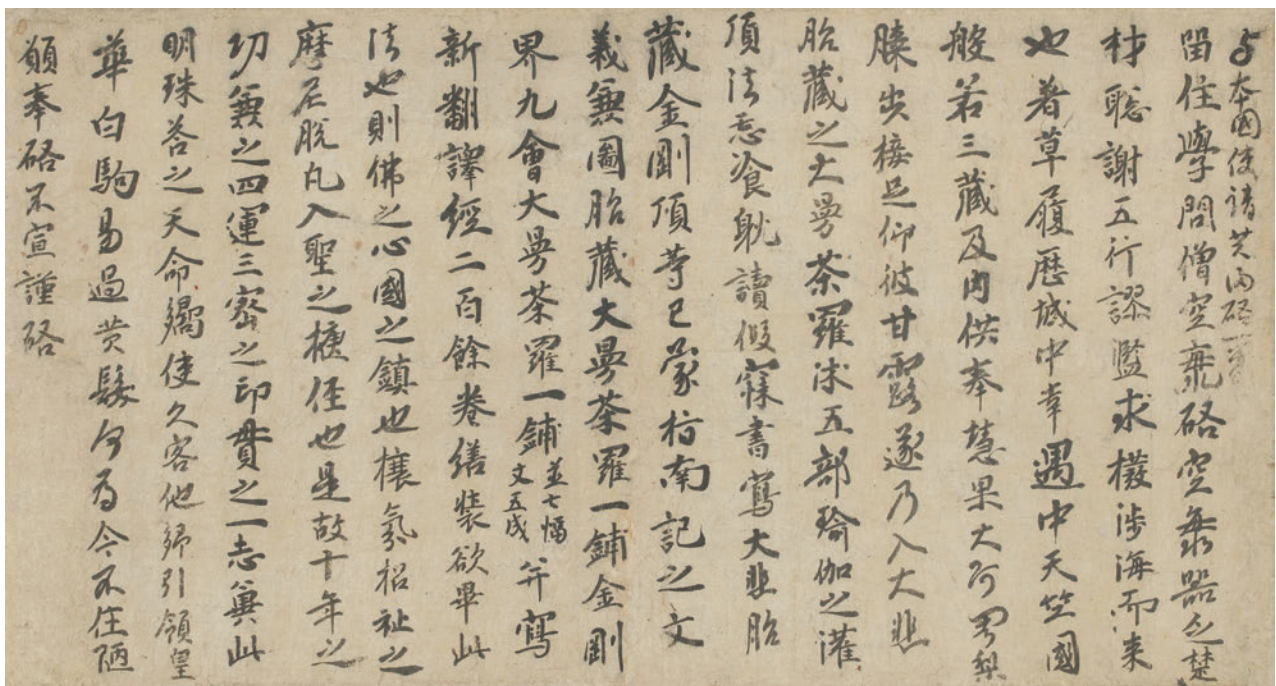


図1 伝空海筆「与本国使請共帰啓」

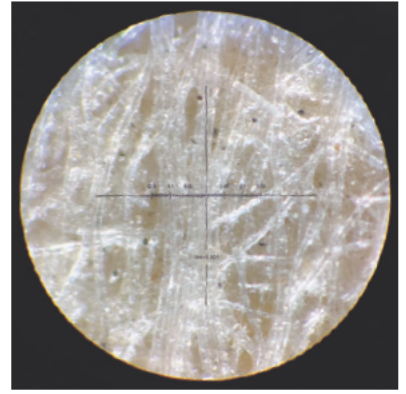


図2 伝空海筆本料紙拡大(反射光)

一 付属品概要

伝空海筆本の付属品である、収納箱、極札きまわ、模本の概要をそれぞれ整理する。

一 一 収納箱

収納箱は三重である。卷子が直接収められる内箱は、黒漆塗で蝶と藤の蒔絵が施され(図3)、被蓋造りかひせたづくりになっており、蓋裏の側面に刳形の手掛かりがある。両側面の紐金具は菊座で、紫の紐が付される。中箱と外箱は桐箱の印籠蓋造りである。中箱は両側面に菊座の紐通し金具があり、内箱と同様の紫の紐が付けられている。

そして、外箱蓋表には端正かつ柔和な行書で「弘法大師聖蹟」、その蓋裏には字粒の小さい行草書で「与本国使請共帰啓一首書翰」と墨書が確認できる(図4)。この蓋裏の墨書と、伝空海筆本冒頭の題、またこの後一―三にて紹介する付属模本の題を、収納箱の箱書はこがきを基準とし、字間を調節し比較したものが(図5)である。伝空海筆本に影響を受けた書風で箱書が書かれていること、付属模本は伝空海筆本の特徴が捉えられていることがうかがえる。さらに、箱書と付属模本との近似性は、それらが同一筆者によることを示している。

ところで、当館には近衛忠熙献上の品々とは別に、皇室に伝来する経緯は不詳ながら、近衛家二十一代・近衛家熙(一六六七―一七三六)自筆の書十四件



図3 内箱



図4 外箱



図5 左から付属箱書、伝空海筆本、付属模本

と、香淳皇后が昭憲皇太后（一八四九〜一九一四）の御遺物として受け取られた品々に三件、計十七件の家熙の書が収蔵される（註4）。

ここで、外箱蓋表の箱書「弘法大師聖蹟」の文字を、収蔵品の家熙筆作品と比較する。各文字を同一の文字で集めることはできず、部分ごとの比較もあるが、「法」「大」「師」を香淳皇后御遺愛の「中古三十六人歌合」（当館収蔵）、ほかは「古文孝経」（当館収蔵）から集字した（図6）。「古文孝経」は力強く謹厳な楷書で書かれたもので、行書で柔らかい和様の書風を示す本箱書とは趣が異なるものの、筆遣いはもちろん、横画の右上がりの角度や、偏と旁の関係、縦画の長さの比率など、書の特徴に共通点の多いことから、家熙による箱書であることが指摘できる。



図6 左は付属箱書、右は家熙筆作品より集字

一一二 極札

また、縦一九・九cm、横二・三cmの極札が付属する。表には「弘法大師（与本国使 御名両所有／留住学問僧空海 書翰一枚）（墨方印「琴山」）」、裏には「奥願奉啓不宜謹啓 十八行 丁卯八（墨楯田印「了珉」）」とある（図7）。

これは古筆の鑑定をおこなう古筆家五代・古筆了珉（一六四五〜一七〇一）による極札で、裏書から貞享四年（一六八七）八月に極められたものと判明する（註5）。この極札の発行当時、既に伝空海筆本が近衛家の所蔵であったとす

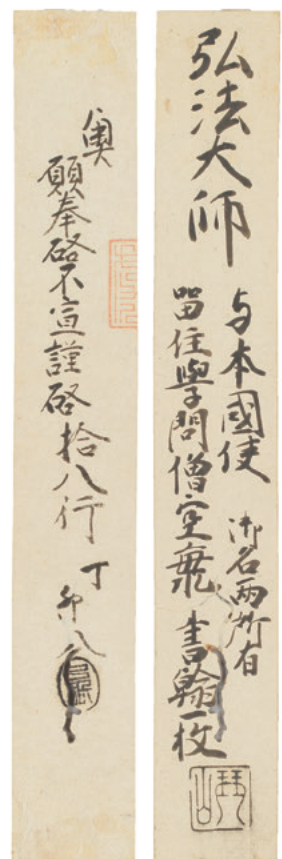


図7 古筆了珉極札

一一三 模本

れば、二十代・近衛基熙（一六四八〜一七二二）もしくはその息子・家熙の依頼によるものと考えられる。

そして、収納箱の中に三枚まとめて筒状に巻かれた状態で、模本が付属する（図8〜10）。寸法は順に、①縦三二・五cm、横四六・四cm、厚さ平均〇・二一mm、②縦三二・五cm、横四六・四cm、厚さ平均〇・二二mm、③縦三二・八、横四六・四cm、厚さ平均〇・一八mmである。料紙を透過光で顕微鏡を用いて観察したところ、三枚ともに楮繊維の間や上に透明な丸い粒状のものが多く確認できることから、地色を白く見せるための填料として米粉が入った杉原紙すいばらがみと考えられる（図11）。糸目幅は三mm程度、簧の目は一寸あたり十八本程度である。全体に白く、繊維束や樹皮片はほとんど見られない。糸目は肉眼では見えにくく、透過光にて測定した。付属模本三枚は、寸法、紙質ともほぼ共通する。填料として米粉が含まれるが、伝空海筆本と同様に楮が原料の料紙を使用したものと考えられる。

伝空海筆本は一紙の横寸法が長く、題を含めて十八行書かれるが、模本はそれより八cmほど短く、三枚のうち①は題から本文の十一行目まで、②はその残りの六行が書かれている。③には題が無く、「留住」に始まる本文より三行のみとなっていることから、③は未完成の模本と考えられる。

三枚の模本は、字粒の大きさや行間、隣り文字との位置関係は伝空海筆本に近く、字形や潤濁の変化も近似するが、詳細に比較すると、起筆や終筆の角度

与本國使請其由略一首
 留住學問僧空荒格空無器色楚
 村聰謝五行認監求機涉海而來
 也著草履歷城中幸遇中天竺國
 般若三藏及內供奉慈果大阿闍梨
 膝步接足仰彼甘露遂乃入大悲
 胎藏之大曼荼羅沐五部瑜伽之灌
 頂法忘飡耽讀假寐書寫大悲胎
 藏金剛頂等已蒙指南記之文
 義兼圖胎藏大曼荼羅一鋪金剛
 界九會大曼荼羅一鋪並七幅
文五成并寫
 新翻譯經二百餘卷繕裝欲畢此

图8 付属模本①

法也則佛之心國之鎮也樣氣招社之
 摩尼脫凡入聖之極徑也是故十年之
 切兼之四運三密之印貫之一志冀此
 明珠答之天命獨使久客他邦引領皇
 華白駒易過黃髮今乃令不住陋
 願奉格不宣謹格

图9 付属模本②

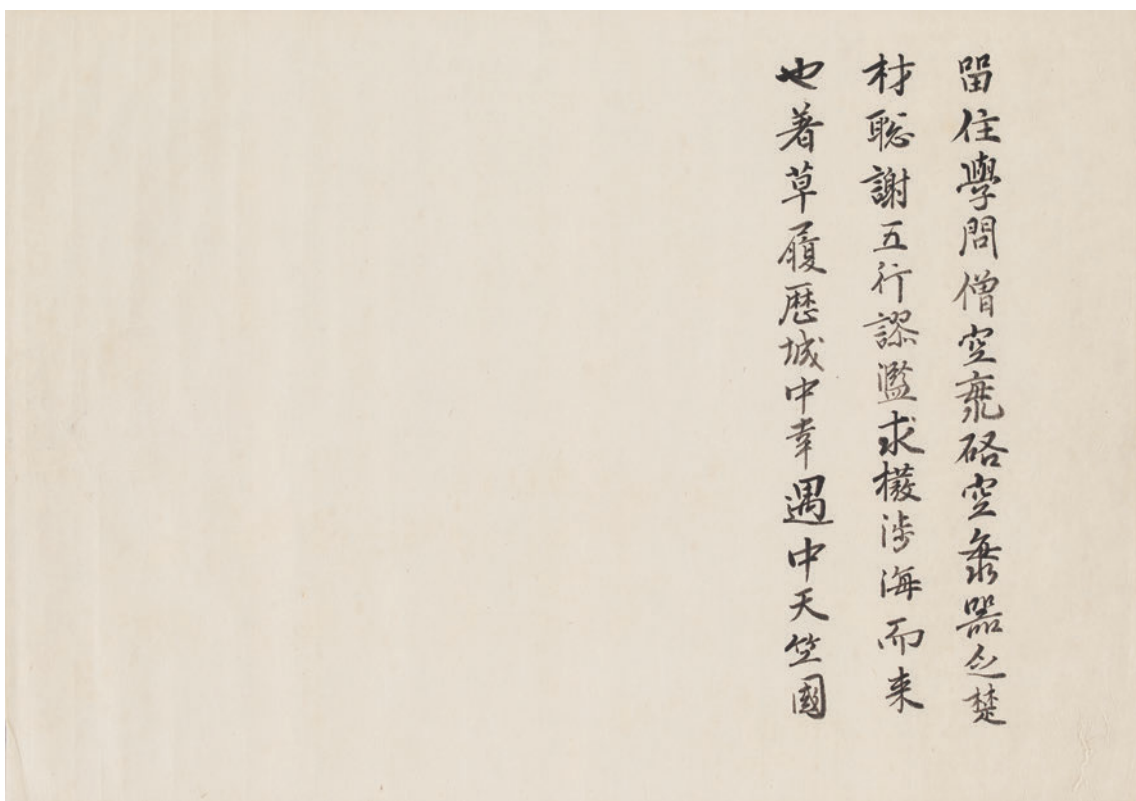


図10 付属模本③

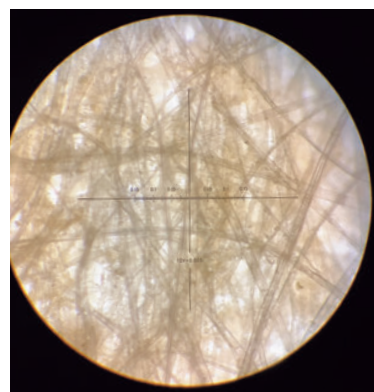


図11 付属模本料紙拡大(透過光)

などに違いがうかがわれることから、三枚の模本はいずれも臨書（見写し）と考える。全体は図版で比較されたいが、特に違いが明確な箇所は後述する。

このような模本の制作者として考えられるのが、平安時代より摂政関白を歴任する五摂家筆頭の近衛家の二十一代当主であり、中御門天皇の摂政など宮中の要職を務め、書では御家流おいえりゅう全盛の時代に上代様じょうだいようを学び、多くの書を遺した家熙である（註6）。家熙の模写には、敷き写し（透き写し）、臨書（見写し）、双鉤さうこうと填墨てんぼくの大きく三つの方法がみられることが指摘されている（註7）。

二、陽明文庫所蔵模本

伝空海筆本の付属模本が家熙の作と考えられることを指摘したが、その類例が陽明文庫に所蔵される。このたび、家熙による模本（双鉤填墨本一卷、臨書本一卷）を調査する機会を得た（註8）。それぞれの概要を整理しておく。

二―一 双鉤填墨本

三紙に、奥書一紙の計四紙が継がれた一卷。寸法は縦三二・一cm、一紙目の横は二八・三cm、二紙目が二七・六cm、三紙目は二七・七cmであり、一紙ごとの横寸法が当館収蔵模本よりさらに短い。料紙は褐色を呈し、表面は平滑である。透過光下での顕微鏡による観察から、紙質は楮で、繊維が圧着され扁平な形状になっていることから、打紙加工が施されているものと推測される（図

12)。糸目幅は三・八cm。奥書に「以弘法大師真跡双鉤／元禄三歳九月廿一日」とあることから、元禄三年（一六九〇）、家熙二十四歳の双鉤填墨本と知られる。外題に「与本国使書翰」とある。

双鉤のみの箇所がほとんどだが、一部填墨された箇所がある。なお、その一部の填墨は、本文一行目「学問僧空海啓」、同三行目「城」の最終画、三行目中央の「中」の二画目途中まで、五行目は「甘」が埋められており、「露」は雨冠の中の点と四画目の縦画の半分のみが埋められていない。題「与本国使請共帰啓一首」の「首」字は無く、「与本国使請共帰啓」までの双鉤となっている。料紙の裏面に「口」の墨書が確認できるが、本文冒頭の「留」を書こうとしたものと思われる。

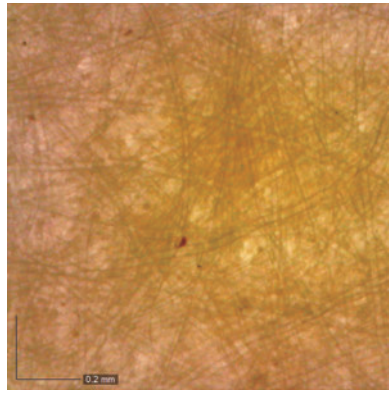


図12 陽明文庫所蔵双鉤填墨本料紙拡大(透過光)

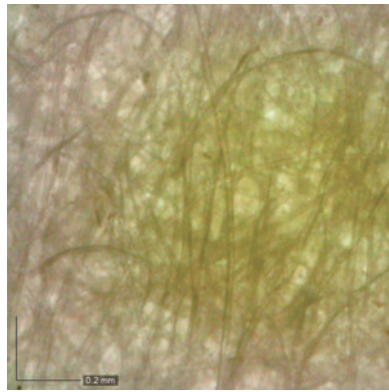


図13 陽明文庫所蔵臨書本料紙拡大(透過光)

二二 臨書本(見写し)

二紙に軸付紙一紙の計三紙が継がれた一巻。寸法は縦三三・五cm、一紙目の横は四五・八cm、題一行と本文十三行が書かれ、二紙目は四五・六cmで、端から残りの四行が記される。厚さの平均は〇・二mmである。本文にはほぼ一行ごとに強い縦折れがあったため、寸法はおおまかな数字であることを断っておく

が、この一紙の大きさは当館収蔵模本と近いものである。一紙目端上に「陽明蔵」(白文方印)、同端下に「家熙之印」(朱文方印)が捺される。楮繊維に填料の米粉が入った杉原紙と考えられ、全体に白く、繊維束や樹皮片はほとんど見られないことから(図13)、家熙による陽明文庫所蔵臨書本と、当館収蔵模本の料紙の共通性が明らかになった。

なお、二紙目の奥、つまり表面に墨書の無い裏面部分に、「留住」の二字と三字目「学」の二画目までが記される。題「与本国使請共帰啓一首」の「首」字は五画目の途中で終わっている。これは家熙臨書当時から、伝空海筆本の「首」字が料紙表面の毛羽立ちにより不鮮明になっていたことをうかがわせる。当館収蔵模本と同様に、字粒の大きさや行間、隣の文字との位置関係は伝空海筆本に近似しており、字形や潤濁の変化も近い。陽明文庫所蔵の双鉤填墨本と比較すると、墨書の一行の長さはほぼ一致するものの、びたりと重なるものではなかった(註9)。

三、伝空海筆本と各模本の書の比較

当館収蔵模本の三枚がいずれも家熙による臨書と考えられることを先に述べたが、伝空海筆本と比較すると一行の長さや字粒の大きさ、行間、隣の文字との位置関係は近似し、家熙の臨書の精度の高さがうかがわれる。ただ、一字ごとくに詳細に確認すると、伝空海筆本と当館収蔵模本、陽明文庫所蔵臨書本との間に起筆や收筆の角度などに違いがあるため、差異が比較的顕著と判断したいくつかの文字を比較する(図14)。三行目の「也」は、伝空海筆本では一画目の起筆に穂先が見えていないのに対し、当館収蔵模本では見えている。また、伝空海筆本では二画目の縦画を右に倒しているが、各臨書本ではその角度が異なる。四行目の「内」では、当館収蔵模本は最終画のはねの角度が異なり、陽明文庫所蔵臨書本では一画目の起筆が異なる。七行目の「食」は、伝空海筆本が「食」一画目の払いを掬うように書き、收筆までたつぷりとしているが、各臨書本は細くなる。八行目の「記」は、最終画のはねに向かう横画の上部が徐々に太くなる伝空海筆本に比べ、各臨書本は変化が少ない。十六行目の「不」は、二画目が下がり三画目・四画目が軽い伝空海筆本に対し、各臨書本

伝空海筆本	当館収蔵模本	陽明文庫所蔵臨書本	陽明文庫所蔵双鉤填墨本
 L 3	 ①—L 3  ③—L 3	 L 3	 L 3
 L 4	 ①—L 4	 L 4	 L 4
 L 7	 ①—L 7	 L 7	 L 7
 L 8	 ①—L 8	 L 8	 L 8
 L16	 ②—L 5	 L16	 L16

図14 伝空海筆本と各模本との部分比較表 (L は題を除いた本文の行数を示す)

の下方はほぼ横に揃っている。また、二画目から三画目になく左下から右上への折り返しの部分で各臨書本は鋭角になっている。

このように、起筆や収筆、線の角度などにおいて少しずつ異なる当館収蔵模本と陽明文庫所蔵臨書本は、家熙が伝空海筆本を見て写した臨書本であることを示している。さらに、この比較表から、陽明文庫所蔵双鉤填墨本は伝空海筆本を忠実に写したものと指摘できよう。

おわりに

以上から、双鉤填墨本、各臨書本とも、伝空海筆本を原本として制作されたものと推測する。そして、当館収蔵の付属模本三枚は、書、料紙双方における、陽明文庫所蔵の近衛家熙臨書本との類似性から、陽明文庫所蔵の臨書本と同様の状況で家熙によって制作された、伝空海筆本の臨書本と考える。制作されたそれぞれの模本からは、家熙の熱心な学書的一端をうかがうことができた。また、付属の箱書が家熙によるものと推定し、付属の極札は貞享四年(二六八七)八月のものと同指摘した。

伝空海筆本とともに、近衛忠熙より献上された「玉泉帖」からは、平成十三年度の修理事業において、軸の巻き込み部から、家熙による元禄二年(一六八九)九月二十一日の奥書が発見され、家熙が「玉泉帖」を入手した時期や装丁の由来等が明らかになった(註10)。その「玉泉帖」を家熙が臨模した「玉泉帖臨模巻」(陽明文庫所蔵)には、元禄三年正月下旬の家熙の奥書があり(註11)、家熙は原本にあたる「玉泉帖」の奥書をしたためた翌年に、その臨模巻を制作したことがわかる。本稿で紹介した当館収蔵の家熙による臨書本を含めて、伝空海筆本の模本のうち年紀のあるものは、陽明文庫所蔵の双鉤填墨本の「元禄三年九月廿一日」のみだが、陽明文庫所蔵の臨書本も当館収蔵の臨書本も、元禄初め頃に制作されたものではなからうか。

(やまだ ゆきは 当館学芸部調査・保存課研究員)

註

(1) 平林盛得「近衛家熙の書業の世界」『近衛家熙—風雅の探求』(宮内庁三の丸尚蔵館)

展覧会図録二五、二〇〇一年）にて、明治十一年に近衛家より献上されたうち、当館収蔵作品の件数が二十六件と示された。二十五件が書跡、一件は絵画である。のうち、『陽明文庫創立七〇周年記念特別展 宮廷のみやび—近衛家一〇〇〇年の名宝』（東京国立博物館、二〇〇八年）にてそれら二十六件が紹介された。その二十六件は、宮内庁宮内公文書館所蔵『恩賜録（別冊）』に、明治十一年（一八七八）八月十九日に近衛忠熙より明治天皇に献上された作品が挙げられる中に含まれる。同記録において、伝空海筆「与本国使請共帰啓」は、「弘法大師真跡」と記され、作品群については「右正二位近衛忠熙ヨリ先世以来所蔵之処追々家事向改革ニ付人少ニモ相成旁保存之目途無之ニ献納仕永久保存相成度旨ニテ差出候事」とされ、献上の経緯がうかがわれる。

(2) 本稿の釈文は正字とした。

(3) 野本白雲氏、上田桑鳩氏、飯島太千雄氏、須田哲夫氏らは真筆としている。特に飯島氏は「伝空海書跡再検討——弘法大師の筆跡と伝称されながら、従来学界で真筆として否定もしくは無視されてきた書跡の真疑について——」『墨美二七六』（墨美社、一九七七年）において、須田氏は「与本国使請共帰啓」『福島大学教育学部論集 三三』（福島大学教育学部、一九八一年）において、内容、他の空海書跡との比較から真筆であると論じる。いっぽう、中田勇次郎氏、駒井鷲静氏、山本信吉氏、堀江知彦氏、春名好重氏らは模本とする。中田氏は「弘法大師真跡集成」（法藏館、一九七五年）において、題「与本国使請共帰啓」を「本国の使に与えて共に帰らんと請うの啓」と読むべきとし、本文と、空海の詩文集『遍照發揮性靈集』巻第五との異同を指摘し、「本文のところどころに空海の筆意がうかがわれるが、空海の書という確証は得られない」とする。山本氏は、『皇室の至宝——御物書跡一』（毎日新聞社、一九九二年）において、「空海の書法を比較的忠実に反映したもので」平安時代中頃の臨写本と推定している。

(4) 註1前掲図録、平林盛得「近衛家熙の書業の世界」『近衛家熙—風雅の探求』にて紹介され、同展にて公開された。

(5) 極札については村上翠亭・高城弘一監修『古筆鑑定必携 古筆切と極札』（淡交社、二〇〇四年）、とくに極印については、中村健太郎「古筆鑑定文書の「琴山」印について——「琴山」極印の分類」、「古筆本家歴代略歴および極印一覽」『書物学二六 古筆見の仕事—真偽の先にあるもの』（勉誠社、二〇二五年）が詳しい。

(6) 家熙による模写の多くは近衛家の宝物を伝える陽明文庫に現在も保存される。とくに古筆切を中心に家熙が模写した二百葉以上が貼られた、予楽院臨書手鑑と呼ばれる「近衛家熙写手鑑」（陽明文庫所蔵）が著名である。

(7) 村上翠亭、高城竹苞「近衛家熙写手鑑の研究 仮名古筆篇」（思文閣出版、一九九八年）一二六—一二八頁。「摸書（敷き写し・透き写し）」は原本上に雁皮紙の薄様を当て、上からなぞり書きを行う方法で、細身の仮名古筆で多くみられると

いう。「臨書（見写し）」は、「摸書」同様原本そっくりの同じ字粒で見写しされたもので、原本の紙質に近い紙を使用する傾向があるとする。「双鉤と填墨」は筆画の太めの漢字古典の写しに多く用いられるとする。

(8) 註7前掲書、一三四—一三五頁。「家熙の古名跡模写のかずかず——近衛家熙写手鑑」所収以外の臨摸業績」において、模写完成作は巻物や掛幅に仕立てて保存されたいっぽう、対象原本が小さい場合に、手鑑に貼られたことも指摘される。空海筆として「与本国使請共帰啓写（臨・双鉤）各一卷 ※原本御物／（双鉤本奥書）／以弘法大師真跡双鉤／元禄三歳九月廿一日」とある。これら各一卷を調査させていただいた。なお、同書に「※原本御物」とあるが、前述のとおり平成元年に国に寄贈され、当館の収蔵となっている。

(9) 所蔵者の許可を得て両者を重ねて透過光で確認した。

(10) 太田彩氏による平成十三年度収蔵品修理報告『三の丸尚蔵館年報・紀要 第八号』（宮内庁、二〇〇三年）四八—五〇頁。

(11) 註7前掲書、一三五頁。また、陽明文庫所蔵の「玉泉帖臨模卷」を調査させていただき、その奥書を確認した。

謝辞

本稿執筆の作品調査は、島谷弘幸氏（当館長）に随行し、公益財団法人陽明文庫長・名和修氏、同事務長・名和知彦氏にご高配を賜り、ご教示をいただきました。また、写真掲載のご許可を賜りました。紙質については高梨真行氏（当館調査・保存課長）にご助言いただきました。記して御礼申し上げます。

本紀要の投稿原稿は、編集委員会において査読を経た審査をし、採用決定したものを掲載しています。掲載内容は、収藏品および館の業務に関わるものを題材とし、関連諸学（美学・美術史学、歴史学、考古学、博物館学、博物館教育、博物館情報、保存科学等）における研究、および上記以外の館の活動に関わる事業・事例等報告とします。

このうち、事業・事例等報告や調査概報については、査読はないものとします。

編集委員会

委員長

建石 徹
戸田 浩之
瀬谷 愛
五味 聖
高梨 真行

- 『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』中、作品名や作者、制作年などの表記は、紀要発行当時のものです。

- 『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』の著作権は独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。

- 『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』に掲載された文章や図版を利用する場合は、出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、当館ホームページ記載の手続きを行ってください。

尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要

第二号（通号三一号）

二〇二五（令和七）年度

編集・発行

独立行政法人国立文化財機構

皇居三の丸尚蔵館

東京都千代田区千代田一―八

制作

株式会社アイワード

北海道札幌市中央区北三条東五―五―九一

翻訳

株式会社 Doshin EC

二〇二六年三月三〇日発行